

議第52号

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

## 草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例

草津市医療費特別助成条例（昭和53年草津市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第5号中「次のいずれかに該当する者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」に改め、同号アからクまでを削る。

第2条第6号中「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項」に改め、「達する日の」の次に「翌日の」を加え、同条第7号中「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項」に、「65歳に達した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していないもの」を「次のいずれかに該当するもの（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者

イ 平成26年4月1日以後に70歳に達した者

第2条第8号ウ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第3条第2項第2号中「(明治29年法律第89号)」を削り、同項第3号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算出した一部負担金に相当する額および健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合にあつては高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額」を「次のアまたはイに掲げる者の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 第2条第7号アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあつては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

イ 第2条第7号イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定

の例により算定した一部負担金に相当する額および指定訪問看護を受けた場合にあつては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第8号ウおよび第3条第2項第2号の改正規定 公布の日

(2) 第2条第4号および第5号の改正規定ならびに同条第6号および第7号の改正規定（「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項」に改める部分に限る。） 平成26年10月1日

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正前の草津市医療費特別助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第7号の助成対象となる者で、平成26年7月31日までに65歳に達する者であつて、70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にあるものは、改正後の草津市医療費特別助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例により福祉医療費の助成を受けることができる。

4 旧条例第2条第7号の助成対象となる者で、平成26年4月1日から同年6月30日までの間に70歳に達した者のうち、70歳に達した日において旧条例第4条第1項の規定により福祉医療費受給券の交付を受けていたものは、当該受給券の有効期間終了後からこの条例の施行の日までの間は、引き続き旧条例第3条に規定する福祉医療費の助成を受けることができる。

5 平成26年4月1日から同年6月30日までの間に70歳に達した者のうち、この条例の施行の日から平成27年7月31日までの間に改正後の草津市医療費特別助成条例の規定により助成の申請をした者で、70歳に達した日において旧条例第2条第7号に該当し、かつ、同日において旧条例第3条第4項の規定を適用した場合に助成されないこととなるものでないものは、70歳に達した日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からこの条例の施行の日の前日が属する月までの間の分につき、旧条例第3条に規定する福祉医療費の助成を受けることができる。